

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

2026 年 3 月 1 日現在

訪問看護の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社リゾートテラス
主たる事務所の所在地	〒414-0006 静岡県伊東市松原639-15
代表者（職名・氏名）	代表取締役 大川晴央
設 立 年 月 日	2019年 1 月17日
電 話 番 号	0557-35-1155

2. 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	ふくだるまナースステーション	
事 業 所 の 所 在 地	〒414-0041 静岡県伊東市芝町1-26	
電 話 番 号	0557-48-6260	
F A X 番 号	050-3852-2367	
指定年月日・事業所番号	2024年 4月 1日 指定	2260490186
通常の事業の実施地域	伊東市	
併 設 事 業 所	なし	

3. 運営の方針

- ・ 訪問看護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

1 医療的ケア

- ① 療養上の世話
- ② 病気治療のための看護
- ③ 健康状態の把握
- ④ 医療面における助言
- ⑤ ターミナルケア

2 リハビリテーション

- ① 在宅におけるリハビリテーション
- ② 介護者への技術指導
- ③ 介護に関する各種助言等

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。 ただし、12月29日から1月3日まで。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分までとする。 そのほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。

6. 事業所の従業員の体制

(2026年3月1日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者※	人	1人		
看護師	2人	1人	人	人
理学／作業療法士、言語聴覚士	1人	人	人	人

※看護職員と兼務

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問看護の利用料

①【基本単位：介護報酬・加算減算】

所要時間	看護師／保健師	准看護師	理学療法士等
20分未満	314単位	283単位	
30分未満	471単位	424単位	
30分～1時間未満	823単位	741単位	
1時間～1時間30分未満	1128単位	1015単位	
1回(20分)あたり(理学療法士等)			294単位

加算の種類	単位数	要件
夜間／早朝加算	基本単価の 25％／回	夜間（18～22 時）、早朝（6～8 時）に訪問を行った場合
深夜加算	基本単価の 50％／回	深夜（22～翌 6 時）に訪問を行った場合
複数名訪問加算（Ⅰ）	2 5 4 単位／回	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の訪問を行った場合
	4 0 2 単位／回	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分以上の訪問を行った場合
初回加算Ⅰ	3 5 0 円（1 割） 7 0 0 円（2 割） 1 0 5 0 円（3 割）	新たに訪問看護を利用する、または 2 ヶ月以上の期間において再利用する、要支援から要介護状態となった場合
初回加算Ⅱ	3 0 0 円（1 割） 6 0 0 円（2 割） 9 0 0 円（3 割）	退院・退所当日に看護師が初回の訪問を行った場合
緊急時訪問看護加算Ⅱ	5 7 4 円／月（1 割） 1 1 4 8 円／月（2 割） 1 7 2 2 円／月（3 割）	24 時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制
特別管理加算Ⅰ	3 0 0 円／月（1 割） 6 0 0 円／月（2 割） 9 0 0 円／月（3 割）	在宅悪性腫瘍患者指導管理などを受けている状態や、気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態になる場合
特別管理加算Ⅱ	2 5 0 円／月（1 割） 5 0 0 円／月（2 割） 7 5 0 円／月（3 割）	在宅透析、在宅酸素、持続陽圧呼吸療法、自己導尿、人工膀胱、人工肛門、重度の褥瘡、点滴を週 3 回以上行う必要がある等の状態にある場合
長時間訪問看護加算	3 0 0 円／回（1 割） 6 0 0 円／回（2 割） 9 0 0 円／回（3 割）	特別管理加算対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合
ターミナル加算	2 5 0 0 円（1 割） 5 0 0 0 円（2 割） 7 5 0 0 円（3 割）	死亡された方について、終末期の看護を行った場合（死亡月のみ）

退院時共同指導加算	600円／回（1割） 1200円／回（2割） 1800円／回（3割）	入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合
-----------	--	---

【利用者負担金】

所要時間（20分未満）	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
看護師／保健師	314円	628円	942円
准看護師	283円	566円	849円

所要時間（30分未満）	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
看護師／保健師	471円	942円	1413円
准看護師	424円	848円	1272円

所要時間（30分～1時間未満）	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
看護師／保健師	823円	1646円	2469円
准看護師	741円	1482円	2223円

所要時間（1時間～1時間30分未満）	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
看護師／保健師	1128円	2256円	3384円
准看護師	1015円	2030円	3045円

	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
1回あたり（理学療法士等）	294円	588円	882円

（注1）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）上記の利用者負担金は目安の金額となります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う場合に係る費用として、事業所から15kmを越えた場合、1000円をいただきます。
死後の処置	10000円（実費）

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日12時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日12時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日12時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日12時までに ご連絡がなかった場合	利用予定サービス料金の利用者自己負担相当分の額

(自費による訪問看護利用の場合のキャンセル料)

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業時間内までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業時間内までに ご連絡がなかった場合	5,000円

(4) 支払い方法

毎月、27日までに前月分の利用料の引き落とし請求をいたします。

お支払方法は、原則として、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとなります。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 利用者の家族に対するサービス提供
 - ② 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ・事業者は、利用者の同意を得た方に対して、利用者又はその家族からの電話相談に24時間対応し、必要に応じて緊急訪問を行い必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任保険での対応を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0557-48-6260
	受付時間	月曜日から金曜日 9時から17時
	担当者名	宮原 篤司

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	伊東市高齢者福祉課	電話 0557-32-1563
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1カ月前までにお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

- ①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が、守秘義務に反した場合
 - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
 - ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
 - ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

1 4. サービス利用に関する留意事項

- ①サービス提供の開始に際しては、主治医より訪問看護指示書の交付を受けて行います。その際、主治医の医療機関から文書料（保険適応）の請求があります。訪問看護指示書の期限が切れる前に、利用の終了の申し出がない限り交付の手続きをさせていただきます。主治医が変更になった場合は速やかにご連絡ください。
- ②サービス提供にあたっては「訪問看護計画書」を作成します。
病状の変化や緊急時は、主治医へ連絡し指示を受けます。また訪問看護報告書を毎月作成し、主治医との連携を図ります。
- ③利用者の都合、入院または介護保険施設への入所等により、訪問看護の予定日時を変更中止する場合には、速やかにご連絡ください。
- ④サービス利用に際し、介護保険証等を確認いたします。保険証に変更があった場合には速やかに事業者にご提示ください。
- ⑤看護師等に対する飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- ⑥訪問看護に当たり、感染予防の観点から、サービス提供時に洗面所等を使用させていただきます。その際使用するタオル等は職員が持参いたします。
- ⑦サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、緊急時に主治医等に連絡する電話等も使用させていただきます。
- ⑧災害時の対策について、震度4強以上の地震、地震警戒警報、大雨・暴風雪による避難指示が出た場合等、甚大な災害が予測される場合は安全を確認できてから訪問の判断をいたします。また、訪問中に前述の状況が発生した場合は直ちに業務を中断し事業所に参集することとしています。通信障害がある場合はやむをえず連絡なしで訪問を中止させていただく場合がありますのでご承知おきください。
- ⑨理学療法士、作業療法士等の訪問の適正化
理学療法士、作業療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であります。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たり訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた適切な評価を行うため、看護職員が定期的に訪問をさせていただきます。

⑩虐待防止・ハラスメント対策について 当事業所は、虐待防止及びハラスメント対策に関する指針を策定し、職員への研修等の体制を整えています。

担当者：管理者 宮原篤司

令和 年 月 日

- ・事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。
- ・緊急時訪問看護の説明を受け、同意いたしましたので、緊急時訪問加算を契約します。
契約しません。

説 明 者	所 在 地	静岡県伊東市芝町 1 - 2 6
	事業所名	ふくだるナースステーション
	職・氏名	管理者 宮原 篤司 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者	住 所
	氏 名

代 理 人	住 所
	氏 名
	利用者との続柄